2026年10月30日

楽天インシュアランスホールディングス株式会社

楽天インシュアランスホールディングスの現状 2026

（ソルベンシー・マージン比率に関する追補資料）

本資料は、2026年7月公表の「楽天インシュアランスホールディングスの現状2026」において後日開示としていた連結ソルベンシー・マージン比率および当該指標に係る詳細等について開示するものです。

＜目　次＞

■ Ⅳ 保険持株会社およびその子会社等の主要な業務

2直近連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標 …… 2

■ Ⅴ 保険持株会社およびその子会社等の財産の状況

8保険持株会社及びその子会社である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況
（連結ソルベンシー・マージン比率）

1. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額 …… 2
2. 適格資本の額の構成に関する事項 …… 3
3. 所要資本の額の構成に関する事項 …… 4
4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項 …… 5
5. 有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項 …… 10
6. 保険負債の商品別差異調整に関する事項 …… 10
7. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項 …… 12
8. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項 …… 13
9. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法 …… 13
10. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要 …… 14

9子会社である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況
（単体ソルベンシー・マージン比率） …… 14

Ⅳ 保険持株会社およびその子会社等の主要な業務

2 直近連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標

項　目		2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
連結ソルベンシー・マージン比率	新基準	―	―	―	―	260.9%
	旧基準	1,252.8%	1,098.1%	1,219.0%	774.6%	―

（注）ソルベンシー・マージン比率は、令和7年金融庁告示第74号に基づき、2025年度決算より計算基準の見直し（経済価値ベースの評価方法への変更、リスク計測の厳格化等）がなされています。そのため、2021～2024年度、2025年度はそれぞれ異なる基準によって算出されております。

Ⅴ 保険持株会社およびその子会社等の財産の状況

8 保険持株会社及びその子会社である保険会社等の保険金等の支払能力の充実の状況（連結ソルベンシー・マージン比率）

1. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位：百万円）

要約（連結ベース）			
項　目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額（A）	―	96,567	―
所要資本の額（B）	―	37,011	―
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	―	260.9%	―

（注）本年度が初年度のため、2024年度欄および「増減」を記載していません。

2. 適格資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

適格資本の額の構成（連結ベース）		
項　目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
Tier1適格資本の額（(B)－(C)）　（A）	―	96,033
Tier1適格資本に係る基礎項目の額　（B）	―	101,026
算入制限のないTier1資本調達手段の額	―	41,161
算入制限のあるTier1資本調達手段の額	―	―
資本調達手段以外のTier1適格資本の額	―	59,865
剰余金等の額又は利益剰余金等の額	―	△24,007
資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	―	38,055
その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	―	△11,210
その他の拠出金等の額	―	―
経済価値ベースの調整額	―	57,028
Tier1適格資本に係る調整項目の額　（C）	―	4,993
無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額	―	4,954
繰延税金資産の額	―	39
前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額	―	―
他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額	―	―
自己のTier1資本調達手段への投資の額	―	―
不適格再保険資産の額	―	―
処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額	―	―
Tier2適格資本の額（(E)－(F)－(G)）　（D）	―	534
Tier2適格資本に係る基礎項目の額　（E）	―	534
Tier2資本調達手段の額	―	―
算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	―	―
払込済みTier2資本調達手段の額	―	―
払込未済のTier2資本調達手段の額	―	―
資本調達手段以外のTier2適格資本の額	―	―
Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	―	―
処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	―	―
Tier2バスケット（上限適用後）の額	―	534
Tier2適格資本に係る調整項目の額　（F）	―	―
他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	―	―
自己のTier2資本調達手段への投資の額	―	―
Tier2適格資本への上限適用による控除の額　（G）	―	―
適格資本の額（(A)＋(D)）	―	96,567

（注）本年度が初年度のため、2024年度欄を記載していません。

3. 所要資本の額の構成に関する事項

（単位：百万円）

所要資本の額の構成（連結ベース）		
項　目	イ	ロ
	2024年度	2025年度
生命保険リスクの額　（A）	—	36,013
死亡リスクの額	—	5,464
長寿リスクの額	—	1,192
罹患及び障害リスクの額	—	16,046
解約及び失効リスクの額	—	5,239
経費リスクの額	—	20,685
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
損害保険リスクの額　（B）	—	4,095
賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額	—	57
自動車保険類似の商品に係るリスクの額	—	2,050
財物保険類似の商品に係るリスクの額	—	1,391
その他保険に係るリスクの額	—	1,513
巨大災害リスクの額　（C）	—	7,700
巨大自然災害リスクの額	—	6,527
日本における地震に係るリスクの額	—	579
日本における風水災に係るリスクの額	—	6,661
日本における雪災に係るリスクの額	—	1,563
外国における巨大自然災害リスクの額	—	—
その他の額	—	—
その他の巨大災害に係るリスクの額	—	4,085
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
市場リスクの額　（D）	—	11,057
金利リスクの額	—	1,452
スプレッドリスクの額	—	3,186
株式リスクの額	—	6,060
不動産リスクの額	—	2,161
為替リスクの額	—	523
資産集中リスクの額	—	2,777
マネジメント・アクションの効果の額	—	—
信用リスクの額　（E）	—	2,585
オペレーショナル・リスクの額　（F）	—	3,009
マネジメント・アクションの効果の上限超過額　（G）	—	—
分散効果の額　（H）	—	16,766
所要資本の額（税効果考慮前） ((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G)－(H))　（I）	—	47,695
所要資本の税効果の額（J）	—	10,683
所要資本の額（税効果考慮後）((I)－(J))	—	37,011

（注）1. 本年度が初年度のため、2024年度欄を記載していません。
2. 所要資本を構成する各リスクの額は、それぞれの内訳として掲記している額を、分散効果を考慮した所定の相関係数を用いて統合して算出していること等から、内訳として掲記している額の単純和とは一致していません。

4. 経済価値ベースのバランスシートに関する事項

2024年度

本年度が初年度のため、該当ありません。

2025年度

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）					
科　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 連結の範囲等に係る調整の額	ハ 組替えの額	ニ 評価替えの額	ホ 経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ+ニ)
（　資　産　の　部　）					
総資産	294,783	—	49,225	△62,687	281,322
現金及び預貯金	41,740	—	—	—	41,740
コールローン	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—
買入金銭債権	2,946	—	△1	—	2,945
商品有価証券	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—
有価証券	193,962	—	△57,535	—	136,427
国債	17,893	—	—	—	17,893
地方債	7,565	—	—	—	7,565
社債	55,971	—	—	—	55,971
株式	5,416	—	2,296	—	7,712
外国証券	47,948	—	△664	—	47,283
その他の証券	59,167	—	△59,167	—	—
貸付金	1,996	—	△1,835	—	161
有形固定資産	181	—	59,371	—	59,552
土地	—	—	36,849	—	36,849
建物	87	—	22,522	—	22,609
リース資産	—	—	—	—	—
建設仮勘定	0	—	—	—	0
その他の有形固定資産	93	—	—	—	93
無形固定資産	4,954	—	—	—	4,954
ソフトウェア	4,953	—	—	—	4,953
のれん	—	—	—	—	—
リース資産	—	—	—	—	—
その他の無形固定資産	0	—	—	—	0
退職給付に係る資産	—	—	—	—	—
繰延税金資産	39	—	—	—	39
再評価に係る繰延税金資産	—	—	—		—
貸倒引当金	△31	—	—	—	△31
投資損失引当金	—	—	—	—	—
その他資産	48,994	—	—	△338	48,655
特別勘定等の資産	—	—	—	—	—
再保険回収額		—	49,225	△62,348	△13,122

（単位：百万円）

経済価値ベースのバランスシート（連結ベース）					
科　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 連結の範囲等に係る調整の額	ハ 組替えの額	ニ 評価替えの額	ホ 経済価値ベースの額 (イ+ロ+ハ+ニ)
（　負　債　の　部　）					
総負債	265,583	—	34,427	△119,715	180,295
保険負債（保険契約準備金）合計	166,030	—	29,483	△141,986	53,527
資産ポートフォリオによって複製可能な保険負債					—
現在推計の額（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの以外）	154,802	—			37,956
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額					15,570
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	11,227	—	△11,227	—	—
非保険負債合計	99,553	—	4,943	22,271	126,768
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	—	—	—	—	—
その他の準備金	—	—	8,514	—	8,514
短期社債	—	—	—	—	—
社債	—	—	—	—	—
新株予約権付社債	—	—	—	—	—
退職給付に係る負債	2,971	—	—	—	2,971
役員退職慰労引当金	—	—	—	—	—
その他の引当金	384	—	—	—	384
価格変動準備金	3,571	—	△3,571	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—	—	—	—
繰延税金負債	3,519	—	—	22,271	25,790
再評価に係る繰延税金負債	—	—	—		—
未払法人税等	116	—	—	—	116
その他負債	88,989	—	—	—	88,989
純資産	29,200	—	14,798	—	101,026
株主資本合計	40,411	—	14,798	—	55,209
資本金	41,161	—	—	—	41,161
新株式申込証拠金	—	—	—	—	—
資本剰余金	38,055	—	—	—	38,055
利益剰余金	△38,805	—	—	—	△38,805
規制上の準備金		—	14,798	—	14,798
（−）自己株式	—	—	—	—	—
自己株式申込証拠金	—	—	—	—	—
その他の包括利益累計額合計	△11,210	—	—	—	△11,210
その他有価証券評価差額金	△6,641	—	—	—	△6,641
繰延ヘッジ損益	△4,829	—	—	—	△4,829
土地再評価差額金	—	—	—	—	—
為替換算調整勘定	—	—	—	—	—
退職給付に係る調整累計額	259	—	—	—	259
株式引受権	—	—	—	—	—
新株予約権	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—
経済価値ベースの調整額					57,028

（注）1．根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第210条の10の2第1項第4号ハの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁告示第75号に準拠して作成しています。

2．継続企業の前提に関する事項

継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象は発生していません。

3．経済価値ベースのバランスシートの作成方針

ア．資産の評価方法

①当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等

金融商品の額については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」に従って開示された時価を用いて評価替えを行っています。市場価格のない株式等及び組合等への出資及び貸付金の時価評価についてはプロポーショナリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

組替え対象とした投資信託等については可能な範囲で保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引に基づき計上（以下、「ルックスルー・アプローチ」といいます）した上で時価に評価替えしています。

不動産投資信託については、原則的な取扱いはすべての資産を組替えた上で時価への評価替えを行いますが、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、裏付資産のうち土地のみ区分して把握するとともに、それ以外の資産については「建物等」として取り扱っております。

Ⅱ．再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。なお、連結される生命保険会社は、プロポーショナリティ原則を適用し、期待デフォルト率を省略して計算しております。

②当社は、Ⅰ．資産の部に計上される金融商品等に記載した通り、計算結果に対する重要性等を踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用しております。プロポーショナリティ原則の適用がソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。

③当社は、資産の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。

④当社は、資産の評価において、エキスパート・ジャッジメントを適用していません。

⑤当社は、資産の評価において、連結ベースの計算に当たって、連結子会社等のうち非保険事業に分類されるものについては、評価替えを行っていません。

イ．負債の評価方法（プロポーショナリティ原則の適用､マネジメント・アクションの考慮及びエキスパート・ジャッジメントの適用に係る事項を含む。）

①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。

Ⅰ．経済価値ベースの保険負債

基準日に認識した保険契約に係る将来キャッシュ・フローを見積り、所定の割引率で割り引くことにより算出した現在価値の確率加重平均として現在推計を計測し、さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額（以下、「MOCE」といいます）を上乗せして保険負債を評価します。具体的には次のとおりです。

ⅰ．認識

当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識しています。

ⅱ．将来キャッシュ・フローの見積り

α．契約の境界線

現在推計の計測に含まれる将来のキャッシュ・フローを定義する契約の境界線は、保険契約上の権利及び義務に基づき判断しています。

b. 将来キャッシュ・フローの見積りに含まれる前提

将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提は、連結される生命保険会社（死亡率、罹患率、解約・失効率及び更新率等の保険契約者の行動、事業費率）、損害保険会社（損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率、支払備金）がそれぞれ商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。

それぞれの前提条件の設定において用いる実績は定期的にモニタリングしており、その結果は現在推計の測定に反映しております。

＜生命保険会社＞

死亡率及び罹患率の前提は、標準生命表や医療統計等の公的データ、直近の実績を組み合わせ、将来トレンドも考慮して設定しています。

解約失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類及び経過年度別に見積っています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

なお、契約者配当はありません。

また、支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、プロポーショナリティ原則を適用し、貸借対照表計上額としております。

＜損害保険会社＞

損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる損害率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費率に関する前提は、商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約者の特性を反映しています。また、第一の簡便法に用いるコンバインドレシオ・新契約費については直近の実績によって設定しています。

損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いるチェーン・ラダー法等における展開係数の前提は商品の種類別に設定し、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

生命保険契約等に係る現在推計については、将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる罹患（りかん）率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する前提は、直近の実績及び保険契約の特性を反映しています。

損害率の前提は、直近の実績等をもとに設定しています。

解約・失効率の前提は、直近の実績に基づき、保険商品の種類別に見積もっています。

事業費率は、直近の経費水準に基づいて将来における経費の見積りを行っております。なお、将来の経費の見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

支払備金（現在推計のうち既経過責任に係るもの）については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法等により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。

ⅲ．割引率

すべての保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。主要な年限ごとの割引率は以下のとおりです。

主な通貨	適用バケット	1年	5年	10年	15年	20年
日本円	一般バケット	1.210%	1.899%	2.490%	3.013%	3.579%

ⅳ．MOCE

MOCEはランオフパターンを用いて算出した将来の推計所要資本の割引現在価値に資本コスト率を乗じて計算しています。

Ⅱ．負債の部に計上される金融商品等

該当ありません。

Ⅲ．繰延税金負債

繰延税金負債は、財務会計上の繰延税金負債の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金負債の額を加算しております。

②当社は、計算結果に対する重要性等を踏まえ、負債の評価のうちMOCEの算出の一部において、原則的な取扱いを行わずにプロポーショナリティ原則を適用した簡便な計算を行っております。なお、ソルベンシー・マージン比率等の計算結果に与える影響は軽微です。
③当社は、負債の評価において、マネジメント・アクションを考慮していません。
④当社は、負債の評価において、最新かつ信頼できる情報及び現実的な仮定に基づくものとし、保守的又は楽観的な偏りのないものと判断しています。また、当社はエキスパート・ジャッジメントを適用していません。
⑤当社は、負債の評価において、連結ベースの計算に当たって、連結子会社等のうち非保険事業に分類されるものについては、評価替えを行っていません。
⑥少額短期保険業者については、原則的な取扱いは保険負債等の評価替えを反映させるものの、評価替えによる影響の重要性が限定的であることを踏まえ、プロポーショナリティ原則を適用し、経済価値ベースへの評価替えを行っておりません。

ウ．経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
本年度が初年度のため、該当ありません。

エ．連結ベースの計算における連結の範囲
連結の範囲については、連結貸借対照表における連結の範囲から変更しておりません。

4．経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
本年度が初年度のため、該当ありません。

5．経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
ア．会計上の見積りに関する事項
①当社における経済価値ベースの保険負債については以下のとおりです。
Ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額は53,527百万円です。
Ⅱ．会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ⅰ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法
注記4.（3）イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
ⅱ．当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに与える影響
経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性があります。これらの前提に関する情報は注記4.（3）イ.負債の評価方法に記載のとおりです。
ａ．損害率、死亡率、罹患率、解約・失効率等の保険契約者の行動、事業費に関する将来キャッシュ・フローを見積もる際に用いる前提
ｂ．割引率に関する前提

イ．会計上の見積りの変更
本年度が初年度のため、該当ありません。

6．特別勘定等の資産
該当ありません。

7．重要な後発事象
該当ありません。

5. 有価証券の種類別の経済価値評価額に関する事項

2024年度

本年度が初年度のため、該当ありません。

2025年度　　（単位：百万円）

有価証券の経済価値評価額に係る明細（連結ベース）	
有価証券	136,427
国債	17,893
地方債	7,565
社債	55,971
株式	7,712
外国証券	47,283
国債	2,428
地方債	—
社債	44,855
株式	0
その他	—
その他の証券	—

（注）特別勘定等に属するものの額は含んでいません。

6. 保険負債の商品別差異調整に関する事項

2024年度

本年度が初年度のため、該当ありません。

2025年度　　（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（連結ベース）						
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
	財務会計ベースの額	再保険のグロスアップ	非経済前提の更新	経済前提の更新	その他	経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	154,802	49,232	△132,656	△24,900	△8,521	37,956
生命保険契約等	109,691	30,628	△128,815	△19,771	—	△8,266
個人保険	50,325	30,628	△127,539	△17,214	—	△63,800
個人年金	—	—	—	—	—	—
団体保険	1,166	—	△2,488	7	—	△1,314
団体年金	—	—	—	—	—	—
上記以外	58,199	—	1,212	△2,564	—	56,848
損害保険契約等	45,111	18,604	△3,840	△5,129	△8,521	46,222
未経過責任に係る保険負債	33,018	18,105	△4,779	△4,857	△7,931	33,554
財物保険類似	12,737	17,975	△1,858	△4,670	—	24,183
自動車保険類似	7,232	100	△595	△119	—	6,618
賠償責任保険類似	79	26	△83	△0	—	21
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	10	—	△10	—	—	△0
その他保険	12,958	2	△2,231	△67	△7,931	2,730

（単位：百万円）

保険負債の商品別差異調整（連結ベース）						
項　目	イ 財務会計ベースの額	ロ 再保険のグロスアップ	ハ 非経済前提の更新	ニ 経済前提の更新	ホ その他	ヘ 経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
既経過責任に係る保険負債	12,092	498	938	△271	△589	12,668
財物保険類似	1,268	261	122	△19	—	1,633
自動車保険類似	7,940	128	604	△208	—	8,464
賠償責任保険類似	98	10	3	△2	—	109
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	△6	—	△0	0	—	△6
その他保険	2,792	98	208	△41	△589	2,468
再保険回収額	—	49,232	△57,710	△4,638	△6	△13,122
生命保険契約等	—	30,628	△51,513	△1,543	—	△22,428
個人保険	—	30,628	△51,294	△1,544	—	△22,210
個人年金	—	—	—	—	—	—
団体保険	—	—	△219	1	—	△218
団体年金	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—
損害保険契約等	—	18,604	△6,196	△3,094	△6	9,306
未経過責任に係る保険負債	—	18,105	△6,233	△3,086	—	8,785
財物保険類似	—	17,975	△6,018	△3,085	—	8,872
自動車保険類似	—	100	△136	△1	—	△36
賠償責任保険類似	—	26	△27	—	—	△1
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	2	△51	0	—	△48
既経過責任に係る保険負債	—	498	37	△8	△6	520
財物保険類似	—	261	21	△3	—	279
自動車保険類似	—	128	9	△3	—	134
賠償責任保険類似	—	10	0	△0	—	10
不動産ローン保証保険	—	—	—	—	—	—
信用保険	—	—	—	—	—	—
その他保険	—	98	6	△1	△6	96

7. ソルベンシー・マージン比率、適格資本の額及び所要資本の額の感応度分析に関する事項

2024年度

本年度が初年度のため、該当ありません。

2025年度

（単位：百万円）

感応度分析（連結ベース）								
項　目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	チ
	当期末の数値	円金利50ベーシス・ポイント上昇	円金利50ベーシス・ポイント下降	米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	株式・不動産10%下落	為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	260.9%	13.3%	△14.0%	△0.7%	0.7%	△1.2%	△7.0%	△0.3%
適格資本の額	96,567	354	△519	△288	298	△257	△3,414	△125
総資産	281,322	△2,290	2,411	△401	414	10	△4,742	△174
保険負債の額（MOCEを除く）	37,956	△852	1,024	—	—	176	—	—
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	15,570	△923	1,025	—	—	41	—	—
非保険負債の額	126,768	△868	881	△112	116	49	△1,327	△48
純資産の額	101,026	354	△519	△288	298	△257	△3,414	△125
所要資本の額	37,011	△1,666	1,882	△13	13	70	△328	△7
生命保険リスクの額	36,013	△2,223	2,468	—	—	100	—	—
市場リスクの額	11,057	△110	178	△28	30	△2	△777	△17

8. 適格資本の額及び所要資本の額の変動要因分析に関する事項

本年度が初年度のため、該当ありません。

9. ソルベンシー・マージン比率の計算（連結ベース）に用いられた前提及び手法

2024年度

本年度が初年度のため、該当ありません。

2025年度

1. 子会社株式に係る特例手法の適用

該当ありません。

2. 現在推計の額の計算にかかる前提及び手法

「経済価値ベースのバランスシートに関する事項の注記（3）イ．負債の評価方法」に記載の通りです。

3. 所要資本の額の計算に係る前提及び手法

ａ．マネジメント・アクション

該当ありません。

ｂ．リスク削減手法

所要資本の額の計算において、再保険（危険保険料式・共同保険式等）により、各リスクが受再保険会社に移転されているため、生命保険リスクの評価において再保険の効果を認識しております。

ｃ．生命保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

ｄ．損害保険リスクの額の計算における会社固有のストレス係数手法の適用

該当ありません。

ｅ．内部モデル手法の適用

該当ありません。

ｆ．内部割引率手法の適用

該当ありません。

4. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられたその他の重要な前提及び手法

該当ありません。

5. ソルベンシー・マージン比率の計算に用いられた前提及び手法に関する重要な変更

該当ありません。

10. ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続並びに体制の概要

社内規程等において、ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、業務部門から独立したソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者およびソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、検証責任者）を選任しております。検証責任者の選任にあたっては、ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足る保険数理またはリスク管理の知識・経験等に関する適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。また、検証責任者の権限・責任についても社内規程等に定めており、取締役会等にて承認を得ております。当該権限には、検証責任者が組織内の者に制限されることなく取締役会等へ直接報告できる権限を含んでおります。検証責任者はソルベンシー・マージン比率の検証に関する報告書を作成し、取締役会等は検証結果の報告を受けております。

9 子会社である保険会社の保険金等の支払い能力の充実の状況（単体ソルベンシー・マージン比率）

・楽天生命保険株式会社

（単位：百万円）

項　目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額（A）	—	67,669	—
所要資本の額（B）	—	31,872	—
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	—	212.3%	—

・楽天損害保険株式会社

（単位：百万円）

項　目	イ	ロ	ハ
	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額（A）	—	26,320	—
所要資本の額（B）	—	11,073	—
ソルベンシー・マージン比率（(A)／(B)）	—	237.6%	—

（注）1. 「ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条（健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等）及び第87条（通常の予測を超える危険に対応する額）並びに令和7年金融庁告示第74号の規定に基づいて算出された比率です。

2. 本年度が初年度のため、2024年度欄および「増減」を記載していません。